



2021年 3月 2日

会 長 祖岩 亨道

佐賀県内のバスケットボールに係る行事開催について (再通知)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2021年1月13日に11都府県に緊急事態宣言が出されました。これに伴い、佐賀県も多くの競技活動や大会の自粛を余儀なくされていましたが、本県については、2月8日以降、自粛の解除になりましたが、まだまだ予断を許さない状況にあります。

今後も様々な状況を考慮し、対応していく必要があり、政府やスポーツ庁、日本バスケットボール協会の動向をふまえながら、佐賀県、佐賀県教育委員会、佐賀県スポーツ協会とも連携をとって、感染拡大防止対策を継続して実施していきます。何卒ご協力ください。

本協会として、以下の通り、県内のバスケットボール行事に関わる開催に係る現時点の方針を、関係団体、登録チーム、登録選手等、皆様に通知いたします。

記

1. 活動再開にあたり、必ず「[JBA バスケットボール活動再開に向けたガイドライン第3版](http://www.japanbasketball.jp/news/58115)」(1月21日)を熟読し実行すること。(http://www.japanbasketball.jp/news/58115)
2. 今後、佐賀県バスケットボール協会が主催または協力する大会については、以下のとおりとする。
  - 各カテゴリーにおいてのリーグ戦などについては、感染対策を十分にとり活動すること。  
ただし、リーグ戦の実施責任者は状況を見て中止や延期を判断する。
  - 3月中の公式戦開催、各カテゴリーのカップ戦開催、講習会などの開催については、無観客開催もしくは感染防止対策を徹底したうえでの有観客開催を行い、選手、スタッフ、役員は感染防止対策をしたうえで行うこと。カップ戦についても同様とする。
  - 審判をする際には必ずホイッスルカバーをつけて行うこと。
3. 全カテゴリー(審判を含む)において、自粛を要請していた対外試合や大会は、開催・参加を許可しているが、県外との対外試合、大会やリーグ戦については観客を含め内容や方法について、以下の形で可能な限り感染の恐れのある状態を作らないよう配慮すること。
  - 県境をまたいだ移動について、緊急事態宣言出されている地域、及び感染拡大地域については完全自粛。  
それ以外の地域については感染状況の情報を収集し、感染予防対策を講じて行うこと。
  - 学校の場合は、所属長の判断に従うこと。  
クラブチームの場合はチームの責任者とカテゴリーの責任者の決定に従うこと。保護者の承諾をとること。
  - 食事中については会話を避けること。夜の懇親会などは自粛すること。
4. 協会内の各種会議については、リモート会議もしくは、感染予防対策を講じた上での少人数(15名以内)の会議を認めるが不要不急の会議は延期もしくは中止する。その判断については会長および専務理事に相談し、書面の配付で済むものは会議開催を省略する。

以上